

# フランス預金供託公庫 (Caisse des Dépôts et Consignations)

## ヤクブ・リファ

クレジット・リサーチ

+44 20 7597 8466

[Jakub.Lichwa@uk.daiwacm.com](mailto:Jakub.Lichwa@uk.daiwacm.com)

|        | 格付け* | 見通し*  |
|--------|------|-------|
| ムーディーズ | Aa1  | ネガティブ |
| S&P    | AA   | ネガティブ |
| フィッチ   | AA   | 安定的   |

出所：ムーディーズ、S&P、フィッチ

\*本レポートで使用した信用格付は、金融商品取引法第66条の27の登録を受けていないムーディーズ、S&P及びフィッチが公表した情報です。無登録の格付業者による格付に関しては、別紙「無登録格付に関する説明書」を必ずご確認ください。

## 沿革と出資構造

フランス預金供託公庫 (Caisse des Dépôts et Consignations、以下 CDC) はフランスの公的金融機関であり、同国政府に代わり公益事業を行うほか、仏国内の経済発展を支援するための長期的な投融資活動に従事する。近年も引き続き仏政府の国内政策に重要な役割を果たしており、このような仏政府との緊密な関係から、CDC の債務はバーゼル II 下のリスクウェイトがゼロであり、バーゼル III 下で導入された流動性カバレッジ比率 (LCR) 規制の下でレベル 1 に分類されているほか、直近では ECB の公的部門証券買い入れプログラム (PSPP) における資産買い入れ対象機関のリストに新たに追加されている。

## 株主及び政府支援

1816年制定の特別法に基づき、CDC は自律的な公的金融機関というユニークな法的位置づけにある。CDC は株式資本を持たない (バランスシート上の資本項目は準備金の積立のみで構成される) が、仏議会の監督下にあり政府機関と見なされている。

更に、CDC の債務に対し明示的保証は存在しないが、CDC は仏国内破産法の対象外であり、債務履行能力も仏国内法 80-539 の条文に基づき保護されている (同法に基づき、CDC が清算された場合にはその資産や負債に関する決定は仏政府が責任を負う)。

仏国家にとって CDC が戦略的に重要であること、ならびに、同公庫が仏行政に不可欠であることは、**三大格付け機関の全てが CDC の格付けをフランスのソブリン格付けと同等に置いている**ことに反映されている。

## 主な事業活動

CDC は仏国政府に代わり、以下の**公益事業**を非営利ベースで実施する。更に、以下の事業は CDC の他の事業から厳格に分離されており、**グループ連結の対象外**となっている。

- **貯蓄ファンドの管理運用**：CDC は、仏国内リテール銀行に預け入れられた非課税貯蓄性預金 (「Livret A」等の金融商品) を一元的に管理運用する。上記貯蓄資金は主として公営住宅事業の原資に充当される。
- **年金基金の管理運用**：CDC は複数の公的退職給付プログラムの運用を行うほか、仏の公的年金基金準備金の管理運営にも責任を負う。

上記以外に以下の部門も CDC の**公益事業**と見なされているが、これらは CDC の**連結対象**である。

- **法務関連預金と銀行サービス**：CDC は、仏国内法に基づき保護の対象となる資金を独占的に管理する。これらの資金は主として法律サービス関連の預金である。CDC はまた、仏の社会保障システムその他公益団体を対象に銀行サービスを提供する。
- **地域開発**：仏国政府及び地方自治体を支援するため、CDC は住宅や公共交通機関、再生可能エネルギー、デジタル・インフラ等の分野における公共開発事業に対しエクイティ・ファイナンスを提供する。加えて、CDC は新規事業や地方の雇用創出スキームも支援し、中小企業向けにプライベート・エクイティ (PE) ・ファイナンス、長期の公益事業向けにインフラファイナンスを提供する。
- **金融投資**：CDC はパリ証券取引所上場銘柄に対する有数の長期保有型投資機関で、上場企業への投資の他、非上場企業株式、債券、不動産、インフラ、林業資産、プライベート・エクイティやベンチャー・キャピタル基金に投資する。



ウォールストリートジャーナルの金融ツイッターアカウント 50 選の一つである当社のツイッターもご利用下さい。

[@DaiwaEurope](https://twitter.com/DaiwaEurope)

上記以外では、CDCの**連結事業**は子会社や関連会社への**長期投資**から構成される。これらの会社は主に生命保険や銀行、不動産、運輸及びレジャー等、**競争が自由化されたセクター**で事業を展開する。

13年7月以降、CDCの主要子会社の一つに挙げられるのは**公共投資銀行 (Banque Publique d' Investissement、別称「Bpi フランス」)**である (CDCが50%を保有し、残余部は仏政府が保有)。同行は中小企業への資金供給を主な目的とし、保証やイノベーション支援のためエクイティ・ファイナンスに類する投資も行う。

13年1月、CDCは**Société de Financement Local (SFIL、旧デクシア・ミュニシパル・エージェンシーの持株会社)**の株主となった (保有比率は20%)。SFILは地方公共部門向け融資を目的に設立されたもので、デクシア解体後のギャップを埋める役割を果たしている。

上記以外の投資対象としては、**フランス郵政公社 (La Poste)** (郵便・地方銀行事業、持株比率26%)、**CNP Assurances** (生命保険、同41%)、**Icade** (不動産、同42%)、**Veolia Transdev** (運輸、同50%)、**Companie des Alpes** (レジャー、同40%)がある。

## 財務指標

**資産の質**：13年度 (12年12月31日を期末とする) 終了時点におけるCDCの連結総資産は1,430億ユーロであった。このうち過半は債券や株式、投融資で、主要機関投資家としてのCDCの役割を反映する内容である。13年度終了時点の金融資産 (損益を通じて公正価値で測定されない負債性証券、及び貸出金・前渡金) は790億ユーロで、このうち減損処理の対象となったのは約1.0%であった。CDCが保有する仕組み債商品は、起債時点で主要格付け機関のうち最低1社によりトリプルA格の格付けを付与されていないなければならない。

**収益性**：CDCは仏政府との間で利益配分契約を締結しており、連結純利益の50%を政府に配分する (CDCの連結対象外の公益事業部門純利益の75%を上限とする) ことが定められている。CDCのコア収入は従来安定しているが、利益変動は激しい。これは国家戦略投資基金を通じた巨額 (110億ユーロ) の株式投資の影響によるものである (上記の投資は13年7月にBpi フランスに移管された)。

14年度の株主に帰属する純利益は18億ユーロであった (13年度は21億ユーロ)。純銀行収入は前年比ほぼ横ばいであったが、減益の主因は、13年度にBpi フランスに移管された資産による12億ユーロの特別利益が計上されたのに対し、14年度にはこのような特別利益が計上されなかったことである。

**自己資本の状況**：CDCは銀行ではないため自己資本比率を開示していない。10年以降、CDCの自己資本は仏銀行部門規制機関である金融健全性規制監督機構 (ACP) の監督下に置かれている。

**資金調達**：CDCの長期投融資の原資は主として累積準備金や法律サービス部門の預金であるが、債務の多様化を図るため期限付き債券の発行も行っている。13年度終了時点の顧客預金はCDCの負債合計の44%を占め、銀行間市場調達資金は18%、負債性証券発行残高は25%であった。CDCのEMTNプログラムは発行上限185億ユーロで、同プログラムの下、年間40億ユーロ程度の起債が計画されている (年限は2年-30年)。発行残高のあるベンチマーク債の大半はユーロ建て或いは米ドル建てであるが、これらを補完する形で英ポンド、スイスフラン、円建ての比較的小規模なベンチマーク債や、様々な起債通貨による私募債を発行している。

## 格付け機関の見解

**ムーディーズ\***がCDCに付与する格付けはAa1、見通しは「ネガティブ」であり、これはフランスのソブリン格付けと同等である。ムーディーズによれば、CDCの信用力のリスクは、ガバナンス構造のほか、事業及び財務面の結びつきを反映し仏国家と本質的につながりがある。法的には別個の事業体であるとはいえ、CDCは本質的には仏政府の要請を受け政策を実行に移す機関である、というのがムーディーズの見解である。

\*本レポートで使用した信用格付は、金融商品取引法第66条の27の登録を受けていないムーディーズが公表した情報です。無登録の格付業者による格付に関しては、別紙「無登録格付に関する説明書」を必ずご確認ください。

S&P\*がCDCに付与する格付けはAA、アウトルックは「ネガティブ」である。S&Pは14年10月、CDCのアウトルックを「安定的」から「ネガティブ」に引き下げた。これは、フランスのソブリン格付けについて同様のアクションを行ったことを受けた措置であり、ソブリン格付けの引き下げがCDC格付けの引き下げにつながるリスクを反映している。S&PはCDCが今後も仏の公共政策推進に積極的な役割を果たしていくと見ており、必要な場合に仏政府当局の支援が提供される可能性は「ほぼ確実」であるとS&Pは見なしている。

フィッチ\*14年12月、CDCの格付けをAA+からAAに引き下げた（格付けアウトルックは「安定的」である）。これに先立ち、フィッチは仏ソブリン格付けに対し同様の格付けアクションをとっている。上記格付けを支える根拠は、CDCのユニークかつ政府の全面的な監督を受ける法的位置づけに鑑み、CDCの支払義務の全てについて仏政府の黙示的保証が存在するとフィッチが判断していることである。従って、CDCの格付けはフランスの格付けと同水準に置かれており、今後もフランスの格付けに合わせて変動するであろう。

\*本レポートで使用した信用格付は、金融商品取引法第66条の27の登録を受けていないS&P及びフィッチが公表した情報です。無登録の格付業者による格付に関しては、別紙「無登録格付に関する説明書」を必ずご確認ください。

#### フランス預金供託公庫 (CDC) : 主要財務データ

| 単位：100万ユーロ        | 13年度**  | 12年度**  | 11年度    |
|-------------------|---------|---------|---------|
| <b>バランスシート</b>    |         |         |         |
| 総資産               | 143,089 | 145,324 | 262,263 |
| 対顧客貸出金            | 10,357  | 7,391   | 12,807  |
| 銀行預り金             | 20,423  | 22,274  | 13,938  |
| 顧客預金              | 49,325  | 49,173  | 50,736  |
| 債券発行残高            | 27,709  | 23,222  | 25,879  |
| 自己資本合計（少数株主持分を除く） | 27,460  | 23,690  | 21,168  |
| <b>損益計算書</b>      |         |         |         |
| 純金利収入             | 452     | 663     | 3,876   |
| 純銀行収入             | 3,649   | 3,533   | 8,162   |
| リスク費用             | 55      | 235     | 69      |
| 税引前利益             | 2,973   | (962)   | 1,339   |
| 当期純利益（株主帰属利益）     | 2,137   | (454)   | 206     |

\*\*注：13年度と12年度の数値は、会計基準の改正と合併事業に対する持分法の適用により、連結財務諸表においてCNP Assurances及びTransdev Group関連の数値に大幅な変更が生じた事を受けて修正されている。出所：CDC資料

# Credit Research

## Key contacts

### London

|  |                     |                  |
|--|---------------------|------------------|
| Head of Research                         | <i>Grant Lewis</i>  | +44 20 7597 8334 |
| Financials, Supras/Sovereigns & Agencies | <i>Jakub Lichwa</i> | +44 20 7597 8466 |

|                    |                       |                  |
|--------------------|-----------------------|------------------|
| Research Assistant | <i>Alice Tallents</i> | +44 20 7597 8332 |
|--------------------|-----------------------|------------------|

### Tokyo

|  |                           |                 |
|--|---------------------------|-----------------|
| Chief Credit Analyst                         | <i>Toshiyasu Ohashi</i>   | +81 3 5555 8753 |
| Non-Japanese/Samurai                         | <i>Hiroaki Fujioka</i>    | +81 3 5555 8761 |
| Electric & Gas Utilities, Oil, Wholesale     | <i>Satoshi Abe</i>        | +81 3 5555 8758 |
| Food, Paper & Pulp, Retail                   | <i>Akiko Kamigori</i>     | +81 3 5555 8756 |
| Non-Japanese/Samurai                         | <i>Fumio Taki</i>         | +81 3 5555 8787 |
| Government Agency                            | <i>Kenji Serizawa</i>     | +81 3 5555 8754 |
| Real Estate, Construction, REIT, Telecom     | <i>Masahiro Ishibashi</i> | +81 3 5555 8777 |
| Non-Japanese/Samurai                         | <i>Shinichro Ozaki</i>    | +81 3 5555 8755 |
| Insurance/Securities, Non-Banks, Electronics | <i>Takao Matsuzaka</i>    | +81 3 5555 8763 |
| Chemicals, Iron & Steel, Automobiles         | <i>Naotoshi Mukaiyama</i> | +81 3 5555 8765 |

### Hong Kong

|                      |                                |                 |
|----------------------|--------------------------------|-----------------|
| Asia Market Research | <i>Vacharachai Lapakulchai</i> | +85 2 2848 4411 |
|----------------------|--------------------------------|-----------------|

### London Translation

|  |                        |                  |
|--|------------------------|------------------|
| Head of Translation, Economic and Credit | <i>Mariko Humphris</i> | +44 20 7597 8327 |
|--|------------------------|------------------|

## DAIR <GO>

ロンドン及びニューヨークのリサーチチームが作成した全レポートの英語版は当社のブルーページ・ページ DAIR <GO>、日本語版は DAIL <GO> でご覧頂けます。アクセスできない場合は、Alice Tallents (電話: +44 207 597 8332) までご連絡ください。

当社リサーチの最新のブログがご覧になれます (英語)

<http://www.uk.daiwacm.com/research-zone/research-blog>



当社ツイッターもご利用下さい。

[@DaiwaEurope](https://twitter.com/DaiwaEurope)

本資料は大和証券株式会社及び/またはその関連会社によって作成され、大和証券キャピタル・マーケットズヨーロッパリミテッドによって欧州連合、アイスランド、リヒテンシュタイン、ノルウェー、スイスに配布されたものです。大和証券キャピタル・マーケットズヨーロッパリミテッドは英国金融行為監督機構 (Financial Conduct Authority、以下「FCA」) の認可・規制を受けており、ロンドン証券取引所及びユーレックス証券取引所 (Eurex Exchange) の会員資格を有します。大和証券キャピタル・マーケットズヨーロッパリミテッド及びその関連会社は法律の範囲内で時折、本資料に記載された証券 (以下「証券」) の発行体とともに他の金融取引に参加または投資、当該発行体に対するサービスの提供または当該発行体からの取引の勧誘、当該証券またはオプションのポジションを保有、或いは行使する可能性があり、過去 12 カ月間において当該証券の発行体の引き受けを行った可能性があります。さらに、大和証券キャピタル・マーケットズヨーロッパリミテッド及び関連会社の従業員が当該証券のポジションまたはオプションを保有、または行使する可能性があり、当該発行体に経営参加することがあります。大和証券キャピタル・マーケットズヨーロッパリミテッドは、当該の英国内法並びに当該のその他の法律または規制の範囲内で、本資料が受領者に向けて発行される前に当該の証券の取引を実行することがあります。

本資料は、FCA 規定 (the Rules of the Financial Conduct Authority) の意味の範囲において英国内の「個人投資家」に分類される投資家への配布を行わないことを前提としており、これに従い英国内の個人投資家への配布を禁じます。英国外の大和証券キャピタル・マーケットズヨーロッパリミテッドの関連会社との間で行われる投資取引については、英国の規制システムにより与えられた保護、特に、金融サービス補償スキームが適用されないことがあります。

大和キャピタル・マーケットズ・ヨーロッパ・リミテッドは利益相反の防止と回避を図るため、社内措置を導入しています。この方針については、<http://www.uk.daiwacm.com/about-us/corporate-governance-regulatory> をご参照ください。また、投資銀行業務に係る関係に関する規制上の開示に関しては、<http://www.us.daiwacm.com/> をご参照ください。

[投資銀行業務に係る関係: 大和証券キャピタル・マーケットズヨーロッパ・リミテッドまたはその関連会社は過去12カ月間において証券の公募の主幹事または共同幹事をつとめたか、或いは過去12カ月間において投資銀行サービスに対する報酬を受け取っています。: Caisse des Dépôts et Consignations]

上の各パラグラフは2015年4月現在のものです。

日本人投資家の皆様へ：

## 無登録格付に関する説明書 (ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク用)

格付会社に対しては、市場の公正性・透明性の確保の観点から、金融商品取引法に基づく信用格付業者の登録制が導入されております。

これに伴い、金融商品取引業者等は、無登録格付業者が付与した格付を利用して勧誘を行う場合には、金融商品取引法により、無登録格付である旨及び登録の意義等をお客様に告げなければならないこととされております。

### ○登録の意義について

登録を受けた信用格付業者は、①誠実義務、②利益相反防止・格付プロセスの公正性確保等の業務管理体制の整備義務、③格付対象の証券を保有している場合の格付付与の禁止、④格付方針等の作成及び公表・説明書類の公衆縦覧等の情報開示義務等の規制を受けるとともに、報告徴求・立入検査、業務改善命令等の金融庁の監督を受けることとなりますが、無登録格付業者は、これらの規制・監督を受けておりません。

### ○格付会社グループの呼称等について

格付会社グループの呼称：ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（以下「ムーディーズ」と称します。）  
グループ内の信用格付業者の名称及び登録番号：ムーディーズ・ジャパン株式会社（金融庁長官（格付）第2号）

### ○信用格付を付与するために用いる方針及び方法の概要に関する情報の入手方法について

ムーディーズ・ジャパン株式会社のホームページ（ムーディーズ日本語ホームページ（<http://www.moodys.co.jp>）の「信用格付事業」をクリックした後に表示されるページ）にある「無登録業者の格付の利用」欄の「無登録格付説明関連」に掲載されております。

### ○信用格付の前提、意義及び限界について

ムーディーズの信用格付は、事業体、与信契約、債務又は債務類似証券の将来の相対的信用リスクについての、現時点の意見です。ムーディーズは、信用リスクを、事業体が契約上・財務上の義務を期日に履行できないリスク及びデフォルト事由が発生した場合に見込まれるあらゆる種類の財産的損失と定義しています。信用格付は、流動性リスク、市場リスク、価格変動性及びその他のリスクについて言及するものではありません。また、信用格付は、投資又は財務に関する助言を構成するものではなく、特定の証券の購入、売却、又は保有を推奨するものではありません。ムーディーズは、いかなる形式又は方法によっても、これらの格付若しくはその他の意見又は情報の正確性、適時性、完全性、商品性及び特定の目的への適合性について、明示的、黙示的を問わず、いかなる保証も行っておりません。

ムーディーズは、信用格付に関する信用評価を、発行体から取得した情報、公表情報を基礎として行っております。ムーディーズは、これらの情報が十分な品質を有し、またその情報源がムーディーズにとって信頼できると考えられるものであることを確保するため、全ての必要な措置を講じています。しかし、ムーディーズは監査を行う者ではなく、格付の過程で受領した情報の正確性及び有効性について常に独自の検証を行うことはできません。

以上

この情報は、平成22年10月1日に信頼できると考えられる情報源から作成しておりますが、その正確性・完全性を当社が保証するものではありません。詳しくは上記ムーディーズ・ジャパン株式会社のホームページをご覧ください。

0710-1511 26.04 2014.04

## 無登録格付に関する説明書 (スタンダード&プアーズ・レーティングズ・サービス用)

格付会社に対しては、市場の公正性・透明性の確保の観点から、金融商品取引法に基づく信用格付業者の登録制が導入されております。

これに伴い、金融商品取引業者等は、無登録格付業者が付与した格付を利用して勧誘を行う場合には、金融商品取引法により、無登録格付である旨及び登録の意義等をお客様に告げなければならないこととされております。

### ○登録の意義について

登録を受けた信用格付業者は、①誠実義務、②利益相反防止・格付プロセスの公正性確保等の業務管理体制の整備義務、③格付対象の証券を保有している場合の格付付与の禁止、④格付方針等の作成及び公表・説明書類の公衆縦覧等の情報開示義務等の規制を受けるとともに、報告徴求・立入検査、業務改善命令等の金融庁の監督を受けることとなりますが、無登録格付業者は、これらの規制・監督を受けておりません。

### ○格付会社グループの呼称等について

格付会社グループの呼称：スタンダード&プアーズ・レーティングズ・サービスズ（以下「S&P」と称します。）  
グループ内の信用格付業者の名称及び登録番号：スタンダード&プアーズ・レーティング・ジャパン株式会社  
（金融庁長官（格付）第5号）

### ○信用格付を付与するために用いる方針及び方法の概要に関する情報の入手方法について

スタンダード&プアーズ・レーティング・ジャパン株式会社のホームページ (<http://www.standardandpoors.co.jp>) の「ライブラリ・規制関連」の「無登録格付け情報」 (<http://www.standardandpoors.co.jp/unregistered>) に掲載されております。

### ○信用格付の前提、意義及び限界について

S&Pの信用格付は、発行体または特定の債務の将来の信用力に関する現時点における意見であり、発行体または特定の債務が債務不履行に陥る確率を示した指標ではなく、信用力を保証するものでもありません。また、信用格付は、証券の購入、売却または保有を推奨するものでなく、債務の市場流動性や流通市場での価格を示すものでもありません。

信用格付は、業績や外部環境の変化、裏付け資産のパフォーマンスやカウンターパーティの信用力変化など、さまざまな要因により変動する可能性があります。

S&Pは、信頼しうると判断した情報源から提供された情報を利用して格付分析を行っており、格付意見に達することができるだけの十分な品質および量の情報が備わっていると考えられる場合にのみ信用格付を付与します。しかしながら、S&Pは、発行体やその他の第三者から提供された情報について、監査・デュー・デリジュエンスまたは独自の検証を行っておらず、また、格付付与に利用した情報や、かかる情報の利用により得られた結果の正確性、完全性、適時性を保証するものではありません。さらに、信用格付によっては、利用可能なヒストリカルデータが限定的であることに起因する潜在的なリスクが存在する場合もあることに留意する必要があります。

以 上

この情報は、平成26年2月7日に信頼できると考えられる情報源から作成しておりますが、その正確性・完全性を当社が保証するものではありません。詳しくは上記スタンダード&プアーズ・レーティング・ジャパン株式会社のホームページをご覧ください。

0710-1511 26.04 2014.04

## 無登録格付に関する説明書 (フィッチ・レーティングス用)

格付会社に対しては、市場の公正性・透明性の確保の観点から、金融商品取引法に基づく信用格付業者の登録制が導入されております。

これに伴い、金融商品取引業者等は、無登録格付業者が付与した格付を利用して勧誘を行う場合には、金融商品取引法により、無登録格付である旨及び登録の意義等をお客様に告げなければならないこととされております。

### ○登録の意義について

登録を受けた信用格付業者は、①誠実義務、②利益相反防止・格付プロセスの公正性確保等の業務管理体制の整備義務、③格付対象の証券を保有している場合の格付付与の禁止、④格付方針等の作成及び公表・説明書類の公衆縦覧等の情報開示義務等の規制を受けるとともに、報告徴求・立入検査、業務改善命令等の金融庁の監督を受けることとなりますが、無登録格付業者は、これらの規制・監督を受けておりません。

### ○格付会社グループの呼称等について

格付会社グループの呼称：フィッチ・レーティングス（以下「フィッチ」と称します。）

グループ内の信用格付業者の名称及び登録番号：フィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社  
(金融庁長官(格付)第7号)

### ○信用格付を付与するために用いる方針及び方法の概要に関する情報の入手方法について

フィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社のホームページ (<http://www.fitchratings.co.jp>) の「規制関連」セクションにある「格付方針等の概要」に掲載されております。

### ○信用格付の前提、意義及び限界について

フィッチの格付は、所定の格付基準・手法に基づく意見です。格付はそれ自体が事実を表すものではなく、正確又は不正確であると表現し得ません。信用格付は、信用リスク以外のリスクを直接の対象とはせず、格付対象証券の市場価格の妥当性又は市場流動性について意見を述べるものではありません。格付はリスクの相対的評価であるため、同一カテゴリーの格付が付与されたとしても、リスクの微妙な差異は必ずしも十分に反映されない場合もあります。信用格付はデフォルトする蓋然性の相対的序列に関する意見であり、特定のデフォルト確率を予測する指標ではありません。

フィッチは、格付の付与・維持において、発行体等信頼に足ると判断する情報源から入手する事実情報に依拠しており、所定の格付方法に則り、かかる情報に関する調査及び当該証券について又は当該法域において利用できる場合は独立した情報源による検証を、合理的な範囲で行いますが、格付に関して依拠する全情報又はその使用結果に対する正確性、完全性、適時性が保証されるものではありません。ある情報が虚偽又は不当表示を含むことが判明した場合、当該情報に関連した格付は適切でない場合があります。また、格付は、現時点の事実の検証にもかかわらず、格付付与又は据置時に予想されない将来の事象や状況に影響されることがあります。

信用格付の前提、意義及び限界の詳細にわたる説明については、フィッチの日本語ウェブサイト上の「格付及びその他の形態の意見に関する定義」をご参照ください。

以 上

この情報は、平成26年2月7日に信頼できると考えられる情報源から作成しておりますが、その正確性・完全性を当社が保証するものではありません。詳しくは上記フィッチのホームページをご覧ください。

## お取引にあたっての手数料等およびリスクについて

### 手数料等およびリスクについて

- 株式等の売買等にあたっては、「ダイワ・コンサルティング」コースの店舗（支店担当者）経由で国内委託取引を行う場合、約定代金に対して最大 1.24200%（但し、最低 2,700 円）の委託手数料(税込)が必要となります。また、外国株式等の外国取引にあたっては、現地諸費用等を別途いただくことがあります。
- 株式等の売買等にあたっては、価格等の変動による損失が生じるおそれがあります。また、外国株式等の売買等にあたっては価格変動のほか、為替相場の変動等による損失が生じるおそれがあります。
- 信用取引を行うにあたっては、売買代金の 30%以上で、かつ 30 万円以上の委託保証金が事前に必要です。信用取引は、少額の委託保証金で多額の取引を行うことができることから、損失の額が差し入れた委託保証金の額を上回るおそれがあります。
- 債券を募集・売出し等により、又は当社との相対取引により売買する場合は、その対価（購入対価・売却対価）のみを受払いいただきます。円貨建て債券は、金利水準の変動等により価格が上下し、損失を生じるおそれがあります。外貨建て債券は、金利水準の変動に加え、為替相場の変動等により損失が生じるおそれがあります。また、債券の発行者または元利金の支払いを保証する者の財務状況等の変化、およびそれらに関する外部評価の変化等により、損失を生じるおそれがあります。
- 投資信託をお取引していただく際に、銘柄ごとに設定された販売手数料および信託報酬等の諸経費、等をご負担いただきます。また、各商品等には価格の変動等による損失を生じるおそれがあります。

### ご投資にあたっての留意点

- 取引コースや商品毎に手数料等およびリスクは異なりますので、上場有価証券等書面、契約締結前交付書面、目論見書、等をよくお読みください。
- 外国株式、外国債券の銘柄には、我が国の金融商品取引法に基づく企業内容の開示が行われていないものもあります。

商号等 : 大和証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長 (金商) 第 108 号  
加入協会 : 日本証券業協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、一般社団法人金融先物取引業協会、  
一般社団法人第二種金融商品取引業協会